

三重県救急医療情報システム構築及び
運用・保守業務委託

仕 様 書
(案)

平成 28 年 12 月
三重県

三 Ⅴ 情報 システム構築及び
運用・保守業務委託 仕様書目次

1.	システム構築の目的	5
1.1	システム名称	5
1.2	背景	5
1.3	現行業務の概要	5
1.4	現行システムの課題	6
1.4.1	システム再構築	6
1.4.2	向上策	7
1.4.3	支援	7
1.4.4	中間情報共有	7
1.4.5	システムの位置付け	7
1.4.6	コスト低減	7
1.4.7	対応コスト	7
1.4.8	継続提供	7
1.5	再構築の基本方針	7
1.5.1	信頼性	7
1.5.2	安全性	8
1.5.3	操作性	8
1.5.4	コスト	8
1.6	改善後の業務の状態	8
2.	範囲	10
2.1	システム化の範囲	10
2.1.1	改善容題と対策)	10
2.2	留意事項	11
2.2.1	の向上策	11
2.3	作業	11
2.3.1	研修	11
2.3.2	移行	11
2.3.3	手続き	11
2.3.4	テ 備 散去・処分	12
2.3.5	テ 備 ぎ	12
2.3.6	る 信の確保	12
3.	要件	13
3.1	全 構 概 略図)	13
3.2	システム方式	14
3.3	主な業務	14
3.3.1	デバイス表示	14
3.3.2	ブラウザ対応	14
3.4	他システム連携	15
3.4.1	連携業務内容	15

3.4.2	連携要件	15
3	連携図	16
4.	システム基盤	17
4.1	ハードウェア構成	17
1	構成及び要件)	17
2	備及び要件)	17
3	(成及び要件)	17
4	回線種別	19
5	データ量	20
6	データ管理等	20
4.2	ソフトウェア製品	20
4.3	ネットワーク構成	21
1	側ネットワーク構成	21
2	ー要件	22
4.4	構成管理	22
5.	セキュリティ要件	23
5.1	各種規定の遵守	23
5.2	個人情報の保護	23
5.3	セキュリティ要件	23
1	サーバ側リニ要件	23
2	ユ要件	23
3	管理要件	23
4	アカウント管理件	24
5	告	24
5.4	データセンター要件	24
6.	き方法	25
6.1	プロジェクト実行計画	25
6.2	開発工程	25
6.3	進捗管理方法	25
6.4	う程けるテスト)	26
6.5	開発環境	26
7.	システム切替	26
7.1	研修	26
1	き	26
2	ア成・送付	26
7.2	新旧システム切替	27
1	データ移行	27
2	ユの新旧切替	28
3	置よび線工事	28
8.	目・保守要件	28
8.1	、ソフト、ネットワーク)	28
1	データセ幾関	28
8.2	運用監視要件	30
1	データセンター	30
8.3	定期メンテナンス要件	30

.1	データセンター	30
.2	コールセンター	31
8.4	随時メンテナンス要件	32
8.5	ムバク プ 件	32
8.6	ー ア プ要件	32
8.7	運用サポート要件	33
.1	平常時サポート	33
.2	サポート	33
.3	定例会議	33
8.8	ハードウェア保守	33
.1	端 設 を除く)	33
.2	ト除く)	34
.3	タブレット	34
8.9	ソフトウェア保守	34
8.10	システム改善保守	35
8.11	要件	35
8.12	体制	35
2.1	システム導入体制	35
2.2	連絡体制	36
8.13	各種管理	36
3.1	備品等管理	36
3.2	文書管理	36
9.	マニュアル	36
10.	その他	37
10.1	業務履行期間	37
10.2	業務履行場所	37
10.3	納品成果物	37
10.4	検査完了条件	37
10.5	所 取り扱い	37
10.6	瑕疵担保責任	37
10.7	守秘義務	37
10.8	導入実績	37

1. システム構築の目的

1.1 システム名称

正式名称 : 三重県救急医療情報システム(本システム)
 通称 : 療トエ

1.2 背景

令和52年、国の救急医療支援法が発足した。その後、国は「救急医療情報システム構築支援事業」を推進し、全国の救急医療機関に対し、救急医療情報システムの構築を支援している。

三重県では、平成25年度から、救急医療情報システム構築支援事業を活用し、救急医療情報システムの構築を進めている。このシステムは、救急医療機関の救急医療情報(救急患者の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、アレルギー情報等)を一元管理し、救急医療機関間で共有し、救急医療機関間の連携を促進し、救急医療の効率化を図ることを目的としている。

平成17年には、医療機関間の救急医療情報(固定情報)はその後、救急医療情報システムとして構築されており、「お医者さん・救急医療情報システム」が構築を進め、広域災害報知システムが構築された。このシステムは、各医療機関の救急医療情報(救急患者の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、アレルギー情報等)を一元管理し、救急医療機関間で共有し、救急医療機関間の連携を促進し、救急医療の効率化を図ることを目的としている。

平成17年には、医療機関間の救急医療情報(固定情報)はその後、救急医療情報システムとして構築されており、「お医者さん・救急医療情報システム」が構築を進め、広域災害報知システムが構築された。このシステムは、各医療機関の救急医療情報(救急患者の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、アレルギー情報等)を一元管理し、救急医療機関間で共有し、救急医療機関間の連携を促進し、救急医療の効率化を図ることを目的としている。

平成17年には、医療機関間の救急医療情報(固定情報)はその後、救急医療情報システムとして構築されており、「お医者さん・救急医療情報システム」が構築を進め、広域災害報知システムが構築された。このシステムは、各医療機関の救急医療情報(救急患者の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、アレルギー情報等)を一元管理し、救急医療機関間で共有し、救急医療機関間の連携を促進し、救急医療の効率化を図ることを目的としている。

平成17年には、医療機関間の救急医療情報(固定情報)はその後、救急医療情報システムとして構築されており、「お医者さん・救急医療情報システム」が構築を進め、広域災害報知システムが構築された。このシステムは、各医療機関の救急医療情報(救急患者の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、アレルギー情報等)を一元管理し、救急医療機関間で共有し、救急医療機関間の連携を促進し、救急医療の効率化を図ることを目的としている。

平成17年には、医療機関間の救急医療情報(固定情報)はその後、救急医療情報システムとして構築されており、「お医者さん・救急医療情報システム」が構築を進め、広域災害報知システムが構築された。このシステムは、各医療機関の救急医療情報(救急患者の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、アレルギー情報等)を一元管理し、救急医療機関間で共有し、救急医療機関間の連携を促進し、救急医療の効率化を図ることを目的としている。

平成17年には、医療機関間の救急医療情報(固定情報)はその後、救急医療情報システムとして構築されており、「お医者さん・救急医療情報システム」が構築を進め、広域災害報知システムが構築された。このシステムは、各医療機関の救急医療情報(救急患者の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、アレルギー情報等)を一元管理し、救急医療機関間で共有し、救急医療機関間の連携を促進し、救急医療の効率化を図ることを目的としている。

平成17年には、医療機関間の救急医療情報(固定情報)はその後、救急医療情報システムとして構築されており、「お医者さん・救急医療情報システム」が構築を進め、広域災害報知システムが構築された。このシステムは、各医療機関の救急医療情報(救急患者の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、アレルギー情報等)を一元管理し、救急医療機関間で共有し、救急医療機関間の連携を促進し、救急医療の効率化を図ることを目的としている。

平成17年には、医療機関間の救急医療情報(固定情報)はその後、救急医療情報システムとして構築されており、「お医者さん・救急医療情報システム」が構築を進め、広域災害報知システムが構築された。このシステムは、各医療機関の救急医療情報(救急患者の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、アレルギー情報等)を一元管理し、救急医療機関間で共有し、救急医療機関間の連携を促進し、救急医療の効率化を図ることを目的としている。

1.3 現行業務の概要

業務名	トプシステム	概要
急医療機関情報収集・提供	療 シス テム	① 救急医療機関からの救急患者情報の提供 や夜間等に、救急医療機関を受診したい住民に対して、救急医療機関の救急医療情報(救急患者の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、アレルギー情報等)を一元管理し、救急医療機関間で共有し、救急医療機関間の連携を促進し、救急医療の効率化を図ることを目的としている。

業務名	トプシステム	概要
		<p>等で紹介する 全 ； ）、本シス 参加している 関（ ）は、診療 始 終了時 PC端末等 使っ リ タイムで 可否を更新し、その ネットで提 るとともに、三重県 ー(コー ター)で 参照でき、県民からの電話 問合せに 「今診てもら る医 する。この 動 声 話や FAX で 提供して いる。</p> <p>急 需 報の提供 者を救急車で 院 搬 送 合 各病院は 期に対して、 れ れ 病 入れ可否に 急需情報(診 科ごと 空き ド 当直医の)を提供する。 内全 ）、本シス 参加している 関(主 告示病院) ルタイムで受 れ に 情報を消 に提供し、消 関は ； により搬送 を ン 、 システム よ 報 併用し、 送 を選 する。</p>
規模災害時の医療機関情報の収集・提供	害 システム	<p>にわたる災害 (地震) くの傷病者 した場合、その 域の 源で 多くの傷 置することができる い を地域外 して搬送する必要 る 送 。広域災 システムでは 災害拠 ；救急告 等の災害医療 情報 受入れ 情)を収集)情報を都道府県、消防 ；労働省等 することで、1 の 域搬送を支</p>
療機関の機能情報の収集・提供	能 システム	<p>は、自らにと 最 なミ ；択できる 必要であり、そ た の情 適 提供され ばならない。医 機 ；では、県内 機関が知事 届 ；務 医療機能 療内容や設 等 定情 民に対し ーネット等によ ；い で提供し、県 選 を支 する。</p>
話による救急医療機関の紹介	ルセンター システム	<p>の救急医療 シ ム 急応需情 にお て、コ センター ーターに より ；からの電話での 療機 案 ；かかる問合 せ ；て応需可能 医 機 ；いる。</p>

1.4 現 シ 題

1.4.1 う ス ム再構築

て 成 29年9月末に契約が満了 な ス 容の見直
し めた 構 を行 ス 継 使 ができない。

1.4.2 状況 上対策

現行システムでは「れかを利用して、救いるが、機 いて多 中でのングで更新されていなが。病院《2次救急ング》。

「応需方式」動 需 一のいず加る 機関 需 新 依頼して青の更新作 が わし た 適 切なタイム「需情報」の場合 療開 と 了 時のタイムッドや当直医 動 どのタイム

そのため、県民や洋

准で最新の情 を提 で

1.4.3 の支援

上記 1.4.2 に掲げた救急応需情報に信頼えネット)を保有していいる。

ている中で、防 関 院の2次急の際の受入れ 療 会 業務に本「報システム」別 急 ステム(みよできておら、医 関 お 力負担の

1.4.4 間 報 有

「救急医療情報サテ にお てがセンター内に独 しており、タ 合 と いる。し ッ、療情報は「 青報サブシステム」センター業務サブシステム」 している。

報サブシステ 「 ー 務サブシセンター業務サブ ステム はサーバのデータを管 する ー 取る形で「 ー つ は同期が不完全で、ば休日診「コールが「コールが発生し

1.4.5 のシステムの

いて、療 関 提供 ついては県内で発生す の災 発 としてる。

情報シ ステム(以下、 S)にて医 つつある。広域 ー ムの機能に ー しまっており、

1.4.6 導入・維持 ストの低減

現行システム構築イ 実 したことから、導入 となっている。

る標準機能で 応 して、カスコストがかかり、能 善 図 こと しい状況

1.4.7 ョ ッ 対応のコスト

モバイル端末の ラウザ ー 対応できておらず、一部 約が生じている。

こついて、コストがかかる 係上対 する等の問題か じてり、 端末に制

1.4.8 定継続提供

コールセンターの制 制 により、 に が生じることがある。

システムが停止 る な、 した際、か、コ ル ターの運用を で しいケース

1.5 再構築の基本方針

1.5.1 信頼性

提供 間、24 時間るシステム構成、ネット 合は、停 日 など 急 療情報

5 日を前提と るた 寄 頼 を確保できただし、定期保 作、(時 守 を行う場 と 整 こより 止)とする)

また、センター設備へ 容 ること。 システムが停 る に、信頼性

1.5.2 安全性

電話案内業務など漏洩、盗聴、改ざんがまた、アプリケーション講じること。
その他

データを通信 ると、正 るによる安全なネット ー 成 通 すること。不正アクセス 撃 止 全対策を
イル 感 害の対策を施すこと。

1.5.3 操作性

システム利用者でま及び消防機関等の関ト構成であること。なまするシステム構成とす こと 信

分かりやす 便であ り 医療機関性と機能性のバ ー た ー及びソフストレスを感じ 秒 ポンスを実現(を除く)

1.5.4 コスト

ス 容 る導入 ス 維持 抑え、費用効 率 の高 テ すること。

1.6 改 後 務 態

「1.4 行 ス ム 課 」に対応 結果、従 業務がどのよう 善 る こと示す。

名	サブシステム	提供者	用者	改 後 態
共通	全体	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 業務運用を維持できる機 することをしながらか、標 ー の マイズをいえ、導入・維 スト 事 ことで、ブラウザバージョンアップ対 後に必 った が柔 対応で、 用者の が向 した 医療情報サブ テ ー 情報サブ ム」「コールセン ー業務サ ム」が一 ったシステム と っ で -タ同期 く っ 、 ータ -スの統 合に るサブシステ ご の個 別 対 ば不要と ため、業務上 担 減
機 報 息・ 提供	救急医療 情報システム	システ 加医 機関	県民 消防機 関	<ul style="list-style-type: none"> が簡易 操作で可能となり、医療 負 の軽 が図られた。 需 青報入力 能 善により、 適切なタ ぐで行われ、) 需 への信 が高まった 県民及び消防機 により確 機関情 でき うになった。 医療情報 システム じ システム ネット)間で応需情報を共有するためのインタ ス連携を 来的に実現するし みを整え、2 医療機関に 入 負担軽 減 こと できた。また消防機 害の低い 報を参照 きるようにな 搬 害の質が 向上した。

業務名	サブシステム	提供者	利用者	改善後の状態
大規模災害時の医療情報の収集・提供	全国広域災害情報システム (※)	救急医療機関 市町	県消防機関 医師会等	<ul style="list-style-type: none"> ・EMIS に業務を統合・移管したことにより、EMIS へ接続する医療機関の利用が増えた。 ※調達範囲外。救急医療情報システムからの接続(リンク)のみ。
医療機関の機能情報の収集・提供	医療機能情報システム	全医療機関	県民	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の応需入力状況をリアルタイムに反映できていることにより、応需可能な医療機関を見つけやすくなった。 ・機能向上を図ったため、県(管理者)が行う情報管理などの業務の効率化を図ることができた。 ・県民向けメニューがスマートフォンに適した画面表示に対応したことにより、県民がより使いやすく、身近な情報提供サービスとなった。
電話による救急医療機関の紹介	コールセンター業務	コールセンター	県民	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターオペレーターが利用する応需可能な医療機関検索メニューについて、検索フローの見直しを含めた機能改善を行ったことにより、案内業務がよりスムーズに対応できるようになった。

2. 託範囲

2.1 システム化の範囲

- 2.1.1 システムの改修・構築 : (i)
- 現行システムの提供、以下の 応 することとする。また、以下の各項目で示すとおり、を再構築する により記 改善が図る のみ システム構築 ない人的作業 や 備 等は含まないこととする。
- 機 いては、「様式 4 覧」「様式 帳 ・出力データ一覧 に詳細な と。
- 非 能 件 いては、「4 システム基盤」から「6 運 ・保守要件」 : の記載が も留 した につ 提案を求める。

No	1.4 現行システムの課題	修 改善の方針(調達範囲)
1	契約満了に伴うシステム再構築	平成 29 年 1 月 から する予定の次期 ステ にお 現行の に必要な 目 と基本的に同等のものとするが、老 化した な機 は 善・改修する。 、県 向けメニュー 部 能 について ートフォン し 画面 表示への 注(※)を 行う。対 と 機 は「様式 4 務 能 覧 を参 のこと。 環 境 ではセ イ・BCP 等に した 施設・サー ビス スト 減 図ること 「 を前提 とし、クラウド による提案 求める。ただ ウ ィ 現 行 約が平成29 月 で 了となるた 、基本的には に合 った開 ュー を設定する。
2	応需情報入力状況の向上対策	応需情 動更 機 を え 日一定のタイミ グ を更 るよう、自 用ア ー 向 ートフォ する。提案に かる 細 意事項 2.2.1 照 ぶ。
3	救急搬送業務の支援	医療機 入 減するため、救 搬 支援システム(みえネット)と I/F 連携 見 次 急応需情報 と共 す めのしく み 直 えたものとする。
4	サブシステム間の情報共有	「救急 一 系 なる場 「医療機能情 サブシ ラム」 ー センタ った ス ム構成と る ス ムが異 応需情報等につ デ ー うことな タベースの統合を図る。
5	広域災害情報サブシステムの位置付け	ノ テ ける 情 サブ システム 育 ち、基本 的に EMIS に 合する。 な 、現 シ テムにおける サブシステ 、 て、パ ッ ー 機 と コトの増加なく 中 規 災 害時に でき 能 あれば、 き めるものとする。
6	導入・維持コストの低減 ブラウザバージョンアップ対応コスト	現行 能を実装すること 提 し 標準パ ッケー のカス マイ 力抑えることに。り 入 ス、 るとも に、 ブラウザ(PC ス ン)のバージョンア プ対 目開始 必要 な 機能改善 いてもコスト 減 た が可能 な 様とすること。 女のうち、バー ジンア プ 注を別枠

No	1.4 現行システムの課題	改・改善の方針(周達範囲)
		で見直し、対応ブラウザを案内すること。 保安対策については3.3参照のこと。
7	サービスの安定継続提供	システムの移行について、「6. 要件」を参照すること。
8	その他	現行システムと移行後のシステムは同等にすること。 詳細は2.3.8参照のこと。

2.2 留意事項

2.2.1 移行状況に対する対策

医療機関が常に最新の状態を維持するため、移行の実現に、提案をすること。

No	項目	目標
1	操作性・簡便性	操作性にかかわらず、救急業務の末端操作の負担を軽減すること。
2	継続性・安定性	24時間稼働可能。また、端末の準備、可搬性、継続して安定稼働すること。
3	コスト	費用対効果。導入コスト、維持コスト、端末設備の削減。

2.3 必要な付帯作業

2.3.1 研修

移行の実現に、研修を実施すること。詳細については「7.1 研修」を参照すること。

2.3.2 移行

現行システムから本システムへ移行する際の作業（データ移行、初期セットアップに関する作業）を、移行期間中に実施すること。

なお、上記に示した作業のうち、現行システムから本システムへ移行する作業については、県が現行システムを運用すること。

詳細については「7.2 移行」を参照すること。

2.3.3 契約手続き

本システム構築に

本システム接続に敷設している回線を、コスト低減を図る。

ただし、救急医療による接続とするな手段とすること。

本システム利用については、インターネットVPN等本システムとして適切なセキュリティを確保できる通信手段とすること。

それ以外の機関

本回線のない医療機関のネットワーク端末

の配布及びモバイルデータ通信による接続環境を提供することを想定している。

上記の前提においてデータ通信事業者のサービスを利用する場合、それらの契約手続きとそれにかかる費用についても、本調達に含めるものとする。

2.3.4 本システム設備の撤去・処分

本システムが利用期間を満了したとき、本システムのセンター設備、端末設備を撤去する必要がある。これについて本調達に含めるものとする。

2.3.5 他システムとの接続

現行システムにより実施している「全国広域災害・救急医療情報システムとの接続」「和歌山県救急医療情報システムとの接続」を本システムでも実施し、連携先システムとの仕様調整、接続試験等を行うこととする。なお、他システムへ問い合わせが必要な場合は、県を經由して実施すること。

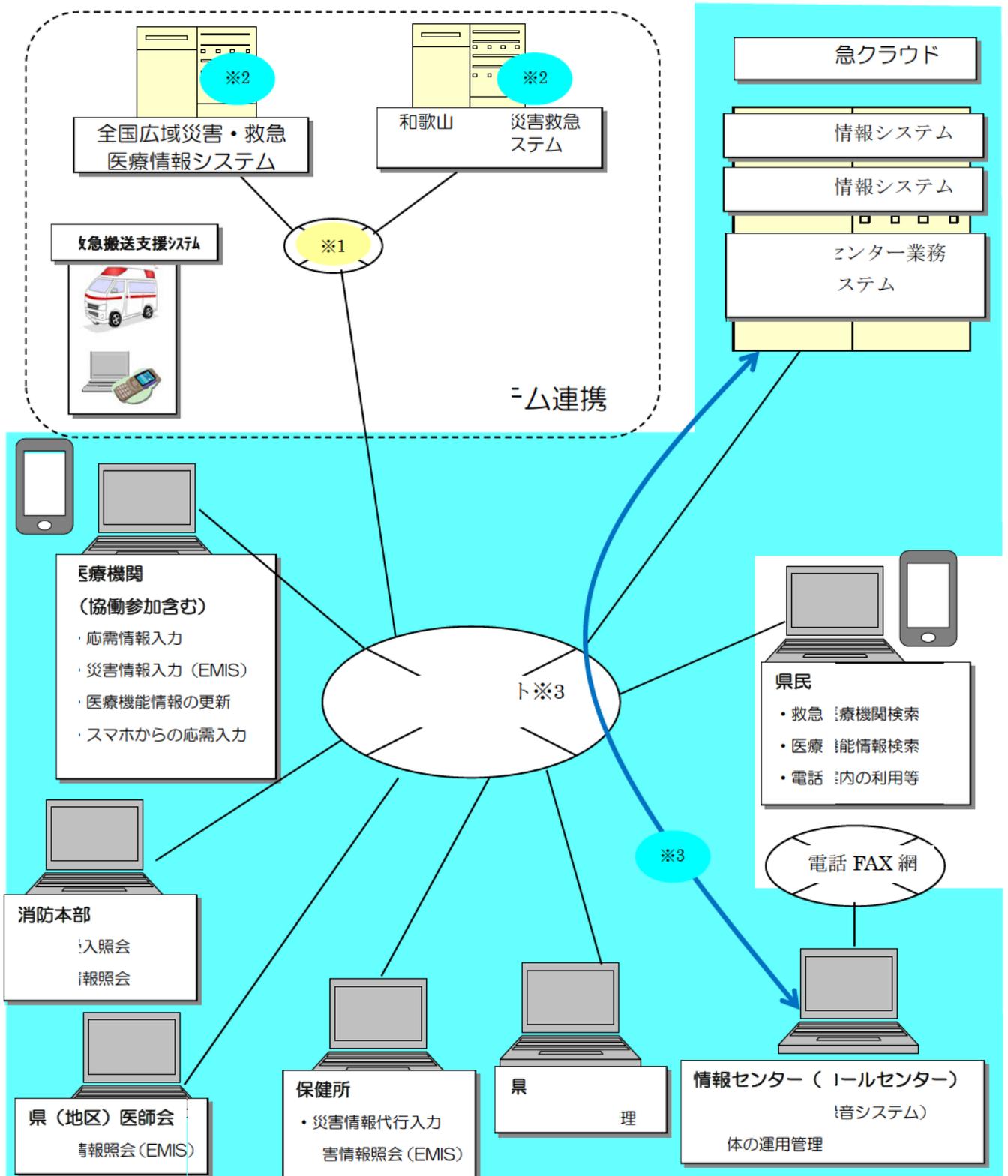
2.3.6 災害時における通信の確保

災害発生時に、可能な限り通信を確保できるような回線構成とすること。

3. 要件

3.1 構成概略図

凡例：調達範囲 調達範囲外



※3: 医療情報センター(調達範囲)との接続を想定。

「3.4.3 他システム」はインターネット

範囲に含めるものとする
参照すること。
等、その他機 既設のシステムを利用して

3.2 システム方式

システム方式等を示す。

No	サブシステム	システム方式等	備考
1	〃	WEBシステム	サブシステム業務で扱う データベースで理 一体的な 構成とする
2	〃	とシステムを利用 機現設定 作な仕組みする こと	
3	業システム	システム方式をご提案 ください。	
4	〃		EMIS へのリンク
5	その他	電 話	コールセンター用

3.3 主な業務

様式 4_業務機能一覧 「様式 5_ データ一覧 を 照 こと。 これらに
ていない機能についても、 えられる機能が ージ標準
ど 正 コ ト 提供でき は 案 ること。なる、 プリケーション 提要件を
に示す。

3.3.1 デバイス表示

き こと。

デバイス	利用者	画面サイズ
PC	民 防機関	15 型(1 24×768 相当
	ンター)	17 型(1 80×1050 上)相当
タブレット	療 関	10 ンチ(1024× 以上)相 当
スマートフォン	民 防機関等	4.7 ンチ(750×)相当

※タブレットについては、 用を前提と る 、 レ ト 最適化し
要ない。

ト オ に は、 機能 について 記 ー サ の利用を
提とし、スマートフォン が見やすい画面設計 行 う と する。
減 目 とし、PC 方式についても 能であれ
ば 提案を求める。ただし、 著しく低 す よ こ が いう、
意した設計を行うこと する。

3.3.2 ブラウザ対応

の ザ について ンバージョン及び 達 後 普及が見
込まれる 応 こと。な 、 応を 定するバージョン いては、
現行の対応状況及び えて、最適な バ 案するこ
と。

OS	ブラウザ
Windows	Internet Explorer
	Microsoft Edge
	Safari
Android	Chrome

3.4 他システム連携

3.4.1

分類	業務名	業務概要
者向け(救急)		
和歌山県	県 需 報 検 索	救急医療情報 システムにより、 県の応需情報 検索 して 山県の応 を検 査 す。
隣接県向け応 需情報提供	シ テ の 報 索 応 業 務	(和歌山県) ス ムから 検索呼 に応じて、三重 の応 報 供する。
者向け(広域災害)		
全国対応	域 害 報 療 報システム	シ テ から全 広 災害・救 情 シ テ とリンク 続を行う。

3.4.2 連携要件

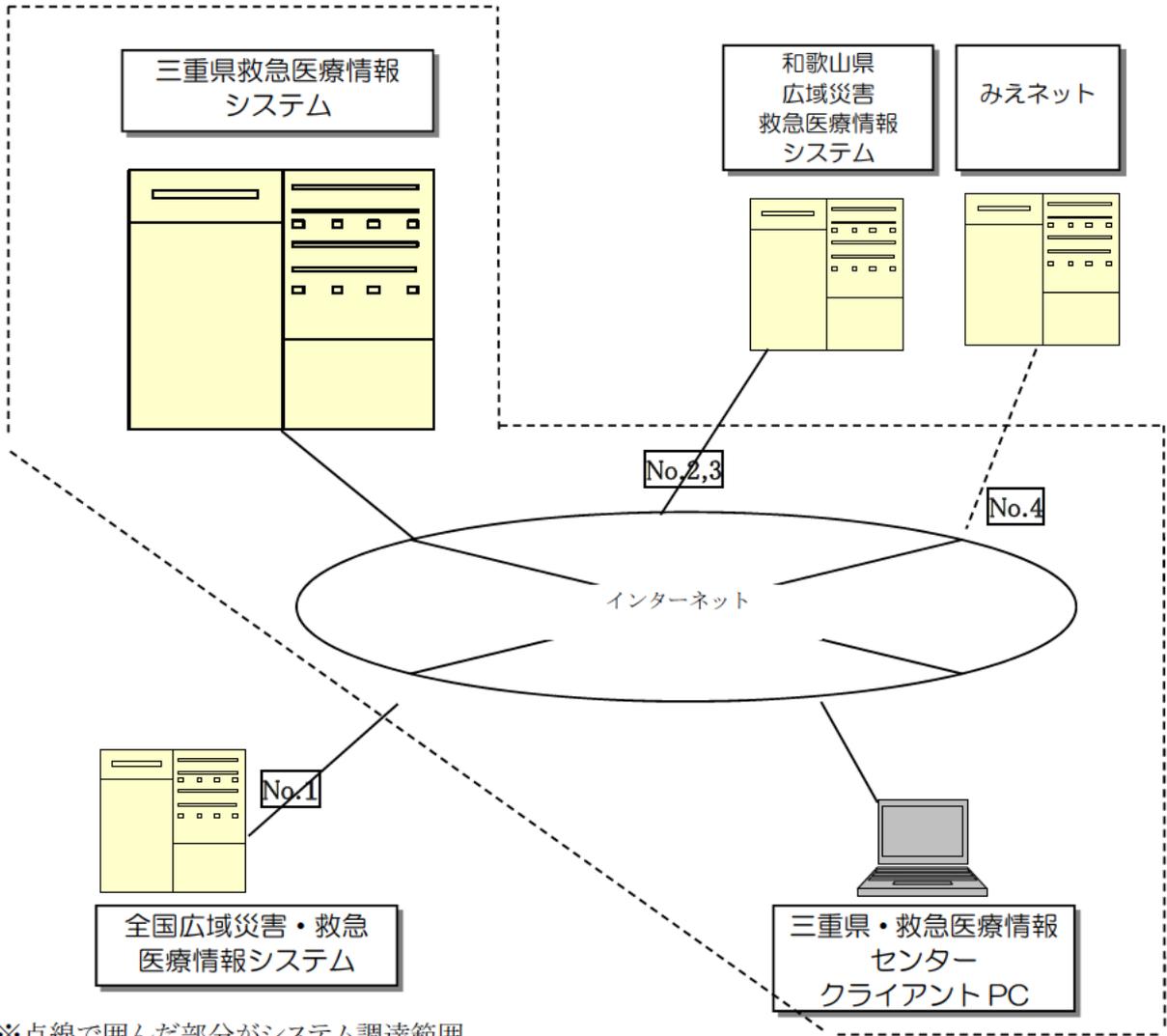
本情報は関係 定した機密情報 ため、以 の要件を満たすこととする。

No	連携元	連携先	連携要件
1	システム	災害・救 療 報システ ム	・ 療 システムのトップ画面 リンク接続 により が利 できること。 連 先 ス との調 作業支援、 続 験 行うこと。
2	システム	歌 広域災害 療情報シス テム	・ 医療情報シ ム ヅ 画面 リンク接続 が利 できること。 テ との調整作業支援、 試 行うこと。 (※)
3	和歌山県広域 救急医療 システム	ス 、	・現 仕 通りに和歌山県 クライア から、三 県システム を 接 により呼び出し 利 できること。 テ 管 者との調整作業支援 入試験を 行うこと。(※)
4	システム	みえネット	えネットを連携し、 送業務を に うため、システ 反 例 等 実績含め す こと 調達は本調達に含まず リ途行うこ ととする。

本システム 接 こかかる タ ン 等 の 内 は、必 じて本県
経由して照会 前提とする。

3.4.3 連携図

他システム連携概略図



4. システム基盤

4.1 ハードウェア構成

4.1.1 データセンター構成

4.1.1.1 概要

ドメイン構成は、準備、災害対策リプレイ365日24時間安定稼働すること。置すること。当該環境として最適なクラウド構成を提案すること。コスト削減を前提とした。お、クラウドの提案についても可とする。

4.1.2 端末準備

4.1.2.1 概要

No	接続端末	システム利用環境	対象救急医療機関数
1	タブレット※	レール※	1)
2	各関係の端末(PC、スマートフォン等)	各関係のインターネット接続環境	55)

※ 本で調対象

利用者機関向け端末構成を以下に示す。

No	設置先	装置種別	数量
1	医療機関(診療等)	タブレット	130(予備機10を含む)

4.1.2.2 要件

用機向本件下に示す。

No	項目	基本要件
1	タブレット	<ul style="list-style-type: none"> Web できること。 ネットな 操作性を高める 夫 され いる 。 した 運 できること。 以下の 要件を満たす端末である 。 10インチ、解像度 1024×600 以上、メモリ 1GB 以上、ストレージ 8GB 以上

4.1.3 設 (成及び要件)

4.1.3.1 概要

「業務」機 構 下 すが、「様式 4_ 一覧」の 及び 4.1.3.2 基 要 件を必ず 満たす構成でま ば 表 に限らない。

No	機器名称	概要	設置数
1	電話機	通常時 12 台、研修用 3 台、事務室用 1 台	16
2	構内交換機	発着信用 17 回線を収容可能なこと。 また回線増設等の拡張が可能なこと。	一式
3	構内交換機用無停電電源装置	停電時に安全に装置を停止できること。 10 分以内の瞬断に対応できること。	1
4	発信者番号受信装置	発信者の電話番号を受信する装置	1
5	通話録音装置	通話内容を録音する装置	一式
6	通話録音装置用無停電電源装置	停電時に安全に装置を停止させるためのバッテリー	1
7	スイッチングハブ	各装置間の通信をスイッチングする装置	2
8	応答装置	オペレーター不応答の場合に自動メッセージを流す装置	一式
9	応需変更受付に関する機器	電話による応需変更受付に関して必要な機器があればご提案ください	一式
10	デスクトップ PC	オペレーターのシステム利用に必要な装置	15
11	インターネット接続ルータ	〃	1
12	ONU	〃	1
13	ディスプレイ	オペレーターのシステム利用に必要な装置。 (ツインディスプレイとして利用を想定)	30
14	キーボード・マウス	オペレーターのシステム利用に必要な装置	15
15	ヘッドセット	〃	15
16	モノクロレーザープリンタ	各種データを出力する装置	1

※建物における要件は本調達範囲外とする。

4.1.3.2 基本要件

電話及び電話録音装置の基本要件を以下に示す。

No	基本要件	概要
1	発着信用電話回線	・電話回線は合計 17 回線とし、発信・着信の両方に対応可能な回線とすること。なお、17 回線の内訳として、コールセンター発着信用 12 回線、着信時の音声ガイダンス用 1 回線、医療機関連絡用 1 回線、研修用 3 回線を想定している。

No	基本要件	概要
2	構内交換機、電話機について	<ul style="list-style-type: none"> ・時間帯ごとの受付人数に併せ、着信回線数を制御できる仕組みを備えていること。 ・電話の着信を予め決めた設定内容にもとづいて自動的に振り分けて着信させること。 ・発信者番号を表示できること。 ・音声ガイダンスによる自動受付、または待機のお願い、かけ直しのお願いができること。 ・着信、応答回数など、電話の受付状況を通話集計データから確認できること。 ・停電が発生した場合でも、電話案内業務を継続することができること。(通話が可能な電話機等を配備すること) ・着信用電話機は、相互に内線通話ができること。その際の操作は短縮キーなどを用いて簡便、迅速に行えること。 ・迷惑電話対策として、オペレーターがいたずら電話と判断した場合、応答メッセージを送出するなどの対応ができること。 ・電話機は、転送機能を有すること。 ※現状はクレーム等の対応に際して、オペレータが同建物内にある事務局に外線転送を行っており煩雑であるため、内線での転送を可能とする最適な方式をご提案ください。(任意) ・PCからの電話発信が可能であること。 ・県民への医療機関案内の通話中に他のオペレーター等が通話の傍聴を可能とすること(三者通話)。
3	通話録音装置について	<ul style="list-style-type: none"> ・通話録音装置は、録音した通話内容をバックアップ並びに音声ファイル単体をハードディスク、及び DVD などの可搬媒体への書き出せるものとする。 ・パソコンの Web ブラウザ上で録音メッセージを検索、確認できること。 ・音声は劣化のない保存が可能であること。 ・通話ログを一覧表示でき、集計・グラフ表示ができること。また、CSV ファイルとして出力ができること。
4	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・構内交換機、録音装置の設置に当たっては、転倒防止の措置を行うこと。 ・電源の瞬断に備え、無停電電源装置等からの受電が可能であること。 ・回線増設、電話機増設などの拡張が可能な機器構成であること。

4.1.4 回線種別

No	回線サービス種別	備考	数量
データセンター(サーバ設置環境)			
1	インターネット接続回線	情報公開用	一式
2	FAX回線	医療機関への督促・一斉通報用	1
救急医療情報センター			
3	光回線	インターネット接続用	1
4	電話回線	県民からの電話受付番号としては1つに集約し、受付後13回線に転送可能な方式とする。加えて研修用3回線、	17

No	回線サービス 区別	備考	数量
		<p>回線用 1 線とし、合計 17 回線とする。</p> <p>また、決めた設定に振り けて</p> <p>こと。</p> <p>民へ電話 信 番に残 いる</p> <p>センターにつな がること。</p>	

4.1.5 データ量

No	サブシステム	データ種別	データ量 (件数)	1 件あたりの長さ(最大値)	備考
1	救急医療情報システム	療機関情報	3000件	8 1 バイト	機関想定
		機 等 動情報	2000件/日	1 6 バイト	加医療機関
		機関情報	100件	5 2 バイト	関以外の機関
		送 援システ 情報	60件/日	302バイト	歴結果登録用
		案 録 件数	200件/日	—	内用
		案 票 ータ	200件/日	3 2 バイト	内用
		更 時 動情報	3000件	8 1 バイト	
2	広域災害・救急医療情報システム	療機関情報	50件	259バイト	
		等 動 報	50件	3 9 バイト	
		機関情報	5件	259バイト	
3	医療機能情報提供システム	療機能情報	3000件	87876バイト	
		機関情報	10件	5 1 バイト	
		更 時 動情報	3000件	87876バイト	
		認件数	3000件	87876バイト	

4.1.6 理

運用上必要となる、削除、更新、及び管理を行うこと、及び取り扱

ー、入力、及び管理を行うこと、及び取り扱

託 確 ること。

4.2 ソフトウェア製品

No	種別	要件
1	サーバ共通関連製品	<p>・OS は 的 安定 に最適なバージョン インストール すること。</p> <p>たりアンチウ ル フトを 新し 'ウイルス対 を行うこと。</p>
2	データベース製品	<p>タ 理 SQL 格 定 インターフ</p> <p>ータベースし、 仕 書に記 ィシステム</p> <p>いものとする。</p>

3	ab	製品	ミ ける WEB ア ケ シ : が 要 な 場 合 備 する こと。 期 に わ た り SSL 証 明 書 ト る 。
---	----	----	--

4.3 ネットワーク構成

4.3.1 ネットワーク構成

No	回線サービス種別	必要要件	数量
1	インターネット接続	<ul style="list-style-type: none"> を じ セ ー タ ー 設 置、信 用 性 : 高 め る こと。 で 続 け る こと。 ・ 考 慮 し た 上 で 切 替 換 じ 換 換、Web サイトの継 続 利 用 信 回 線 を 5Mbps と 通 回 線 と する こと。 ・ ONU の 通 機 器 も 調 範 用 期 間 使 用 料 等 範 囲 に 含 め る。 	一式
2	インターネット VPN	<ul style="list-style-type: none"> ス ー ム の 通 信 上 において 個人 情 報 含 む 情 報、医 療 機 器 の リ ソ ー ス と、ス テ ム 関 係 者 の う ち 県 (セ ン ー) で の 通 信 に 関 して 暗 号 化 さ れ た 経 路 を 形 成 し、ネ ッ ト ー を 構 築 し て づ け る こと。 ・ 考 慮 し た 上 で 切 替 換 じ 換 換、Web サイトの継 続 利 用 信 回 線 を 5Mbps と 通 回 線 と する こと。 ・ ONU の 通 機 器 も 調 範 用 期 間 使 用 料 等 範 囲 に 含 め る。 	一式
3	VX 回線	<ul style="list-style-type: none"> する。 ・ 必 ず 応 じ て 機 器 も 調 達 範 囲 に 含 め る。 調 達 範 囲 に 含 め る。 	1

No	回線サービス種別 【利用者機関名】	必要要件	数量
1	【T 西日本 B フレッツ・ベ シックタイプ相当の光回 線 救急医療情報センター】	(光回線) 信 度 下 共に最大 10Mbps とする。 時 続 ションを 2 とする。 5光回線とする。 な ットワークへ接 にも 続を可能と すること。 ・ONU 料、 バイダー も調 達 囲 範囲に含める。 用期間 定額使用 める。	一式
2	【用端末(タブレット)接続 の場合の回線 初期救急を担う診療所 等】	ッ リー、充電器 料、データ通信料(1 B を想定)なども調達範囲 。 ル 信 しては MVNO の につ ても許 容する。	130 ※指定する 関へ配布 予定
3	【ールセンター関連回線】	話 付用 13 回線、研修用 3 回線、医療機関連絡 用 1 線とし、合計 17 線 す ・ 線の 設 必要な 事費、登録料等の に含める。 用期間 基本使用 も想 値 として調 含めること。	一式

4.4 構成管理

ハードウェア、ソフトウェア ト : 里を行うこと。

5. セキュリティ要件

5.1 各種規定の遵守

本システムは、本システムに「情報セキュリティポリシー」は別途定める「情報セキュリティポリシー」のほかに、情報セキュリティ対策基準(情報セキュリティ)に関する各種関連規定を遵守する。

5.2 個人情報の保護

本システムで取り扱う情報は、個人情報のため、プライバシー保護観点から、セキュリティ対策として個人情報の取扱いに関する事項として、個人データを暗号化することを原則とする。

5.3 セキュリティ要件

5.3.1 ネットワークセキュリティ要件

No	項目	内容
1	不正アクセスの運用監視(常時)	不正アクセスの 24 時間監視、ログを採取する。
2	不正アクセス等の報告(月 1 回)	セキュリティポリシー(※)等、不正アクセスを排除する。
3	セキュリティ対策(随時)	WWW、Mail 等のセキュリティホール情報を収集し、対策が必要な場合、パッチを適用する。
4	ウイルス対策(常時)	システムにウイルス対策ソフトウェアを常駐させること。

※「インターネット」「コールセンター」に関する接続でセキュア接続を実現する機能を設定する。

5.3.2 サーバセキュリティ要件

No	項目	内容
1	ウイルス対策(常時)	サーバにウイルス対策ソフトウェアを常駐させる。

5.3.3 物理セキュリティ要件

No	項目	内容
1	サーバセンター入退室管理	音響防音対策を実施し、サーバの機能に支障をきたさないように注意する。
2	ロック施錠	サーバラックは、外部からの不正アクセスを防止するために常時施錠する。
3	監視カメラ	サーバセンター内を常時監視し、不正アクセスの発生により常時監視を行う。

5.3.4 ウ 理要件

アカウントは正当な
て定 証
なお、アカウントに

を対象とし、管 者 員 と 般 用者権限
、削 等 管 を適 に行うこと。
定するなど、全 策 置 こと。

5.3.5 理報告

セキュリティに ず
ること。

の運 報 書(6.3 及 6.4 して報告す

5.4 デ タ ン タ 要

本システムのセンター
時間運転を基本とし、

、県内外のシ タ タ 定 ており、24
機密性の高い情 り う システムでは、
積額には、デ タ ン タ 用 るハウジ
る考 て いる。
等 て 費 含める。

No	項目	基本要件
1	耐震	震度 6 建物の倒壊 崩 を避 び機能に障 害を あり すること。 サ えて こと。
2	耐火	・火 自動火災報知 災セ ー ビル全体 知 ること、 ・マ 場合、火災によ 、 害(焼失、 被)を抑制する 備がある と。
3	耐水	サ- 器 ン室は耐水を考 し 設 っていること。
4	電力供給	高 受 装置 2 上設置し、電力会社等 ら常時 2 統で受電 で る ・停 時に瞬断なし 無 電 置 作動するこ 。 常 。 時 用発電機、高 量 ッテ ー えているこ 。
5	空調管理	ロ 機を設置し 空 管 がなされて こと。
6	情報セキュリティ	「JIS Q 27001:2006(IC 27001: 05 (プライ ク制度)に 適行 理を行う事」 が 営 る タ ンターで ること。
7	個人情報保護	「JIS Q 15001 システム—要求事項」(SMS 認証 制 理を行う事 者が運 ンターで ること。

6. 方法

6.1 プロジェクト

受託者は、本業務を

プロジェクト実行計画及びスケジュール（WBS
案）本務の契約後 7 日以内

に作成・提出し、三重

ること。

- (1) 画については、進捗管理、品質管理
以の観を考した計画とすること。

コミュニケーション管
セキュリティ対策、
様変更管理、構成管理等行として、

(ア) 発

- a 果
b 果と関連付け
c エクポイント
d 主要イ
e ロス改善手順

ス

(イ) ア変更管理

- a ソフトウ
b フ
c 構成ベ

手順
変依の主義と手順
順

(ウ) ア評価

- a フ
b
c タ評計画

集報に関する手順
追及解消)

(エ) 準

物関る標準と手順

(オ) 開発途上

- a 次マル
b プロジェ

属資料
と内容
置計画

(2) テキ

ジュール(マスター
ジュール)をせ
作出ると

(3) プロジェクト実

化を図ることとし
こと。

捗状況に合わせ
内容び詳細
、定例会等機
県に報

6.2 開発工程

受託者は、本業務の
項を遵守し、PMBOK
質管理等によるプロジ

務のプロジェクト
プロジェクト管理
系標準たス
管理・品

6.3 進捗管理方法

(1) 各作業に関する
中、原則として隔週 1 回
例

ビュー及び作業
確業期間
。

(2) 回例
出すること。

題管表を、原則 3 日
成・提

(3) 定例会議では、
対策を明らかに

の進捗状況差
かに原因と
面書の各管理領
い一形式の管

告う。

(4) 三重県庁舎内
 三重県の指針に従う
 業了後は
 けること。

6.4 シ (を行う工)
 受託者はテストに 提出し、職員 承 、テスト
 計画書には、各テト のテト内容 ト環境、ス、ナ 表ととも
 に明示すること。テ 作の確認に加、他 ステ 機能や
 障害発生時の復旧 能要件のテトにつ も 施 と。

6.5 開発環境
 いて確保すること。

7. システム切替

7.1 研修

7.1.1 支援
 研修、原則として 般利 者を除く本 テ 関の代表
 実 する。 いて新シス ムの動 確認 をす ための環
 すること。
 研 の 、 して 記の通り計 7 回程度実
 施すること。各機関 内容について は参 対 いて 応じて説
 明すること。

対象者	回数	人数※
急 療 報 一	1 回	1 名程度
消防機関	1 回	1~40 程
医師会	1 回	1~30 程
医療機関	4 回	1 程 / 1

※研修用資料について、 分 意 すること。

7.1.2 ア 作成・送付

ル 作成し、 ンターにお る 要部 (15 部) 刷製本す
 ること。 ニ ア と せて、各 者機関が利 可能 メ ー わ るよう、メ
 ニュー及びユーザ利 作成すること。な 、 用権 いては現行
 シス ムの利 権 定 る 定 いる。
 いて 備すること。

上記に加え、救急 療 関 対応を行う と。

作業	内容	配付方法	数量
スタートアップ マニュアル・資 材作成・配付	① へ 法 明(初 ログイン操作不要と る の設定等) ② シ トカットの作成	医療機関へスタートアップマニュアル及びセットアップ資料を含む媒体を稼働の1か月前程度に郵送	約 650

	③ ④ 案内 ま め、送し接 すること。	確認方法紹介 関する問合せ先の 後に医 が新シ こと 想 ている 療機関を抽		
オンラインマニ ュアル(医療機 関向け操作マ ニュアル)作 成・配付	下2 ① ② 定) 影など	療 が利 する応需 照 よう 定 ること。 マニュアルのう 、 需入力等の医 利用する 要機能に いて抜 粹した D等 の マ ュル するメニュ た動画(5 本を想 作説 の動画撮 こと。	医療機関が利 用する応需入 力画面からダ ウンロードでき る ことにすること	ー

7.2 新旧システム切替

7.2.1 データ移行

システム切替に際し
は、原則としてマスタ
タについては新シス
タにする。

なお、新シス ムへ ； 対 範 について
ムへ移行する のと るト ク ャンデー
要なデータに いて ！ 全 移 するものと

けるデータ件数を示す と 行 象 囲を示す。 5参 値として、行 システムにお

サブ システム	データ種別	データ件数 1 あたりのデータ項目	新システムへ の移行対象範 囲
救 急 医 療 情 報 システ ム	医療機関 情報	、000 件 参照(療機関 話 診療科目 需情報(各医療 支 情 含)等) ※1	件・全項目
	応需機関 等、変動情 報	、00 件/日 会を参照 応需 ス、特殊診療 ソー 有無情報等)	近一年分・ 項目
	他機関情 報	100 件 関名 所、電 番 等)	件・全項目
	年度更新 時変動情 報	、000 件 1 じ	対象外
広 域 災 害・ 救 急	医療機関 情報	50 件 報 病 、住 、電 番号等)	対象外

サブシステム	データ種別	一タ件数 1件あたりのデータ項目	新システムへの移行対象範囲
医療情報システム	災害等変動情報	50件 受 取 報 告 被 害 状 況、患	対象外
	他機関情報	5件 青（関、住 、電 番号等）	対象外
医療機能情報提供システム	医療機能情報	1 日 1,000 件	対象外
	他機関情報	10 件 青（関、住 、電 番号等）	対象外
	年度更新時、変動情報件数	1 日 1,000 件	対象外
	承認件数	1 日 1,000 件	対象外

医療機能情報に 更新日、毎年10 1日とする。
アクセス数は約20万。

7.2.2

ウェブの新切替

この県が現行システムの『療 託みえ』のURLにアクセスした場合、
県民がスムーズに新しいシステムに移行できるよう措置を実施すること、現行システムのURLにアクセスし、新しいシステムに利用できるように方法を提案すること)

7.2.3

端末置よび回線工事

各機関との調整、| 内容・日程調整、設置及 工 実 すること。
お 療 託のタブレット配付については、送 により対象 機 に配付すること。

8. 運用・保守要件

8.1 運用・保守方針（ネットワーク）

8.1.1 設置機関

以下に示すシステム保守業 業 行する 業、また、障
害 防 止 すること。

対象	種 別	防 防 方針	保 守 方針
----	-----	--------	--------

ハードウェア	データセンター設置機器(センター設備)	定期メンテナンスによる点検を実施する。	故障発生時は、全面的なサービス停止が連続 5 時間以内になるよう対応する。 システム停止時等、緊急時における対応も同様とする。 ハードウェア障害が発生した場合の備えること(例:予備機が準備されている機器は速やかに切替を行う。予備機が存在しないものについては、原則として同等以上の機能を有する代替機を速やかに提供する等)。
	端末設置機器		端末機器故障時の対応窓口を常時設置し、故障状況の聞き取り、故障の切り分けを行う。平日 9 時～17 時において対応窓口の受付可能とする。 端末機器交換等現地対応が必要な場合にも、迅速・適切な対応を行う。
ソフトウェア	OS		OS、ミドルソフトウェア等の故障が発見された場合は、システムへの影響の有無を速やかに調査する。パッチ等の適用スケジュールを配慮し影響が最小限となるよう提案すること。尚、実施にあたっては、県と協議した上で、速やかに対応する。
	業務アプリケーション		故障箇所の切り分け、対処を速やかに行う。 ソフトウェア保守契約範囲は、Web サイトコンテンツの簡易な修正作業(例:文言の修正、リンク集の追加)等とする。
ネットワーク	インターネット回線、イントラネット回線		インターネット接続回線故障の場合は、状況及び復旧までの対応策を把握して県に随時連絡を行い、対応策を協議する。
	端末接続回線		端末接続回線故障の場合も同上とする。

8.3.2 コールセンター

No	項目	内容
1	対象	本システムのセンター機器と構内交換機を対象とする。なお、通信回線は、定期メンテナンスに含めない。
2	実施周期	<p>(センター機器)</p> <ul style="list-style-type: none"> 安定稼動を実現するため3ヶ月に1回定期メンテナンスを実施する。実施日が休日の場合は翌営業日に実施する。実施日の変更がある場合は日程調整を行い実施する。 定期メンテナンス時には、原則システムが利用できないものとするが、極力、停止時間を短縮にするための工夫を講じることとする。 <p>(構内交換機類)</p> <ul style="list-style-type: none"> 3ヶ月に1回定期メンテナンスを実施する。
3	作業時間	120分を限度として実施計画を策定すること。
4	作業内容	<ul style="list-style-type: none"> ディスク空き容量の確認 セキュリティパッチ等の適用(ただし、緊急度の高いものは、定期メンテナンスのタイミングに関わらず早急に適用すること) ログの内容確認 ※必要に応じて OS の再起動を行う。 点検、清掃、動作テスト
5	実施報告	翌月 10 日までに運用報告書を書面にて提出すること。

8.4 随メ ス 件

No	項目	内容
1	！	システムの内線、端末 ンテ に含 い。
2	！される実施契機	・OS においてセキュリ ー ン され、セキュリ ・ と 。 ウェアにおいて)ティホー ョンア プしたとき。 その他 OS ウェアの故障修 グ ム スされたと ！。
3	！される作業内容	週 ピッチ、アップ ー る ームウェ ア 女急医療情報 センタ の ンテナン を行 。
4	！報告	翌月 10 日 前にて提出すること。

8.5 システム ッ ッ 要件

No	項目	内容
1	！	システム 体
2	！周期	適 実 周期を ください。
3	！内容	最 適 作 内 ください。

8.6 デ タ バ クアップ要件

No	項目	内容
1	！	システムの ベ ス全体
2	！周期	タベ ス 本 : 1日1回 タベ ス 本 : 毎月1回
3	！内容	バック ッ ファイルは、記 書き込み、曜日 に し、最大1 間 を保 する。 ・ ールは、災害 を考 ま 遠 呆管もしく は ず 確保した運 ！を行うこと。 ・ バク 画 備する。 ア 書 備 する。

8.7 運用サポート要件

8.7.1 平常サポート

No	項目	内容
1	担当	県、救急センター、救急医療機関
2	周期	常時（年中とする。）
3	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用帯問い合わせ ・ システム障害発生時の問い合わせ ・ 緊急時の問い合わせ ・ 運用報告等に関する問い合わせ ・ 運用報告資料作成支援 ・ 運用障害対応及び動作保証

8.7.2 障害・緊急サポート

No	項目	内容
1	担当	県、救急センター、急医療機関
2	周期	常時（24時間（祭日以外））
3	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時のシステム障害発生時問い合わせ窓口対応

8.7.3 定例会議

No	項目	内容
1	担当	県、救急センター
2	周期	1回
3	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用報告、懸案事項の付帯管理に向けた提言・準備の実施

8.8 ハードウェア保守

8.8.1 ドキュメント環境（端末設備を除く）

No	項目	内容
1	対象	本システム、ハードウェア環境、備蓄
2	ハードウェア設備の保守内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハードウェアの速やかに交換及び修理するものとする。 ・ 一時的に代替を意図するものとする。 ・ 保守時間は、24時間とする。 ・ メカニカルサポート及び保証期間は運用開始～終了時点までとする。
3	報告	実施結果翌月10日までに運用報告書として提出すること。

8.8.2 端末設備 (タブレット除く)

No	項目	内容
1	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・端末と 設備一式 ・コーセー する電 録 設備一式
2	設備の保守内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 速やかに交換 女 理するもの ・ する。 ・ 一時的に代 を 意 するものとす ・ 。 保 時 帯は、平日 9 時～17 時 する。 メ カ 守サポート び保証期間 運用 契 了時点ま とする。
3	録音設備の保守内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理を行う。 保 時 帯は、平日 9 時～17 時 する。
4	報告	施 果 翌月 10 日に運用報 書 して して 出すること。

8.8.3 タブレット

No	項目	内容
1	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ タブレット端末
2	設備の保守内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ オ サイト保守(3 時の現場の 境 認 替 と 交換や通 環 の 認等) ・ ウ 策 保 時 帯は、平日 9 時～17 時 する。 ・ び保証期間 運用 契 了時点ま とする。 ・ するこめ、運用開始から 終了前ま ぎの間に 1 療 関 き 1 程 訪問し、状況を確認 する
4	報告	施 果 翌月 10 日に運用報 書 して して 出すること。

8.9 ソフトウェア保守

No	項目	内容
1	対象	<ul style="list-style-type: none"> 業 アプリ ーション ・ OS 音 ソフトウェア
2	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業 プリ シ については、 eb ト ン 易な修正 作 集の追加等) 保 し し ータペー ス ーションに 改修 ず 様な案件 ものと する。 ・ OS ソフト ェ につ 不具合を 病 区県、救急医 報 一 へ、対応策 して 具 の解消 めること。 メ カ 守サポート び保証期間 運用 契 了時点ま

		とする。
3	報告	実施結果翌月10日に運用報告書として提出すること。

8.10 システム改善保守

システム改善保守業務の計画を作成し、本県と協議し承認する。年度、緊急の場合その年度計画を作成すること。計画は必要に応じ、複数作成する業務に含める。

No	項目	内容
1	システム改善保守	システム仕様の変更(業務システムに関する設定、修正、システム作業等)を実施し、必要に応じてドキュメント、マニュアル等更新作業も行うこと。
2	ソフトウェア製品のバージョンアップの実施	現在利用している全てのソフトウェア製品(本県庁舎用システム)について、バージョンアップの可否を調査し、システムに与える影響を評価し、必要に応じてバージョンアップを実施すること。バージョンアップの際は、本県庁舎用システムに与える影響を調査し、必要に応じてバージョンアップを実施すること。
3	保守の見積もりについて	保守に充てる工数は、バージョンアップ対応工数を除き、導入初年度(H29年度)は2人月程度、30年度以降は2人月を基準とし、同等した実際の動向実績の推移を参考に算定すること。また、保守の状況に応じて、必要に応じて保守料金を算定すること。

8.11 緊急時対応要件

緊急時対応要件として24時間365日受け付け可能な体制を確保し、発生から5時間以内に対応を行うこと。発生からの目標復旧時間を12時間以内とする。復旧作業(バックアップの復元、テストの実施)を行うこと。

※緊急時とは、コンピュータシステムの提供に大幅な障害が生じる状況(予定しておらずに重大な障害が発生し、住民へのサービスに支障を及ぼすこと)を指す。

8.12 体制

8.12.1 システム導入時の体制

システム導入時の体制を明らかにし、本県と受託事業者の間で、設計開発、システムの実施、移行等にかかる体制を明らかにし、必要に応じて書面での間で、明確にしておくこと。

8.12.2 運用保守体制及び連絡体制

運用開始後の保守体制・連絡体制について、必要に応じて、明らかにすること。

8.3 各種管理

8.13.1 備品等管理

運用・保守において、備機器、各種媒体に備えを行い、常
に明確にしておく。ける消耗品(印用、タトナー等)
象とする

8.13.2 文書管理

運用・保守において、手続等関係についての更新を行うこと。

9. スケジュール

のスケジュールに沿って、平成29年3月下旬から10月1日までのスケジュールを明確にする。運用開始を目途に実施すること。お各工程のと。また、構築間、すた工夫等に

目	程
平成29年3月下旬	約締結
4月末まで	器要件整理
5月	要設計
6～7月	計開発作業
8～9月	移動スト、操作説明
9月下旬	果検、試行
10月1日	期ステ用開始

10. その他

01 業務履行期間

契約締結の日から平成 5年 0 月まで

02 業務履行場所

- ・ (公 療 報 ター(津 桜 2-191)
- ・ 三重県庁(市広明町 番地)
- ・ その他機関(医 機関など)

03 納品成果物

本調達の結果物として、システム構成図」端 回 「システム
図構築作業報告書(定期 計 算 表)」 「総合試験 合 転 試 計 表」 「マニユ
アル一式」を納品すること(物 は、「(別紙1) 納入成果物一覧 を参照)。
形 は 紙 体 び 子 つ 、履行 間 了後 週 以 す こと。

04 検査完了条件

本仕様書に基づく県の検 時 品が完 し ものとする。
て 摘 った場合は、 の指 に従い、 処置を施す
こと。

05 所 権 び 作 の取り扱い

た 成 りる納品 の 及び著作権 に関し、 ステ 作業報告
書(定期進捗報告におけ 総合運転試験計 書」・ ュ 一式」につ
いては県 す ものとする。また、 一式」 「システム構 図」 「 線 構成資料」
県 う る る。

06 瑕疵担保責任

ス ら 1 妨げる瑕疵が認 こと 償対応を求
るものとする。

07 守秘義務

本件にかかる県からの全 三者に対し 示 たは 洩 こと。また、
託者が、正当な理由なく 用した場合は、三 個人 保 条例に罰
留 す こと。

08 導入実績

受託者は に係る他 体 の同等 入業務の を有 る と。

09 費用の支払方法

本業務 下 お である。
29 年度は、「新システ ヌアの納入、 置 定 係 全 の業務が
う と 。

30 年度から平成 35 年 システム改良」 る支 し の業務が
う と 。

3、年度ごとの支払い限度 抜) 下 :おりである。
平成 29 年度 6 0 10 円

平成 30 年度 45,006,000 円
平成 31 年度 40,756,000 円
平成 32 年度 40,756,000 円
平成 33 年度 40,756,000 円
平成 34 年度 40,756,000 円
平成 35 年度 21,653,000 円
業務の未完了分を前倒しで支払いすることはできない。

要件	成果物名	内容の例
業務・機能 情報・データ ユーザインタ フェース 外部インタフ ェース システム方式 ネットワーク ソフトウェア ハードウェア	基本設計書 詳細設計書	機能一覧 画面一覧、画面設計書 帳票一覧、帳票レイアウト、帳票設 計書 データベース設計書 ジョブ一覧（バッチ処理） 外部インタフェース仕様書 各種コンフィグシート（環境設定定 義書等） システム構成図・端末・回線構成資料 方式設計書 ソフトウェア及びハードウェアの構 成及び積算資料
テスト	総合試験・運用試験計画 書 作業スケジュール テストシナリオ テスト実施報告書	計画書には、合否判定基準を定める。
移行	移行計画書 移行手順書 移行結果報告書 移行データ 引継資料 研修計画 研修教材	運用引継ぎのための文書 研修用システム環境及び研修ツール
運用・保守	操作マニュアル（ユーザ 用） 操作マニュアル（システ ム管理者用） 業務運用マニュアル（管 理者用） メニュー利用権限表 運用・保守手順書	システム利用者が使用するマニユア ル システム管理者、運用事業者が使用 する手順書。復旧手順（マニュアル） を含む

要件	成果物名	内容の例
作業体制、プロジェクト管理及び会議等の資料	プロジェクト実行計画書及びスケジュール (WBSを含む)	プロジェクト実行計画書及びスケジュール (WBSを含む。以下「プロジェクト実行計画書等」という。) については、契約後 7 日以内に原案を作成・提出し、三重県の承認を得た上で決定する。 なお、プロジェクト実行計画書等は、作業の進捗状況に合わせ随時内容の更新及び詳細化を図り、更新後のプロジェクト実行計画書等は、定例会等の機会を利用して、報告・提出する。
	プロジェクト体制図及び役割分担表	作業、機密保持、品質管理など
	報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗報告 (定例会議ごとに提出) ・作業報告、臨時・緊急報告等個別報告書 (必要に応じて作成・提出)
	打合せ議事録等	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録 (定例会議等の打合せ終了後原則 3 日後までに提出) ・課題・リスク管理表 ・その他会議資料 (必要に応じて作成・提出)

納入成果物については、次のとおりとすること。

- a 紙媒体 (パイプファイル等を使用して、各丁を取り外せる形で編てつすること) 及び電子ファイル (Word、EXCEL 及び PDF ファイル) で保存した CD-R 等で納品すること。
- b 用紙は、A4 判縦置き、横書き、左とじを原則とし、図表については、必要に応じ、A3 判を使用することができるものとする。
- c 使用言語は、日本語で記述し、英文等を引用する場合は、日本語訳を併記すること。

(別紙 2)

「個人情報の取扱いに関する特記事項」

注) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第13条、

条例及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の

保護措置を施すこと。

四 甲から引き渡された個人情報をも甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。

五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又

は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。